

新型コロナウイルスに  
感染してしまっても  
自宅から投票できる

# 特例郵便等投票が あります

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は特例郵便等投票が可能です。

詳しくはこちら▼



## 不在者投票を活用しよう

例えば、

Q 引っ越しして3か月たっていないけど、投票するにはどうしたらいいの？

A 旧住所地で投票できます！

投票当日に、旧住所地の投票所に行って投票することができます。

また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。

詳しくは  
コチラ



Q 旧住所地に行けない場合どうしたらいいの？

A 不在者投票という方法があります！

旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することで現住所地で投票することができます。

右の請求書を切り取って、旧住所地の選挙管理委員会に封書で郵送してください。

### 選挙管理委員会が実施する感染症対策

投票所、期日前投票所には手指消毒液を設置します。



投票管理者、投票立会人、投票所スタッフは全員検温・マスク着用を実施します。



投票所内は定期的に換気を実施します。



記載台・鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒します。またご自身で筆記用具をお持ちいただいて構いません。

## 不在者投票請求書(兼宣誓書)

私は、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の当日、次の不在者投票の事由に該当する見込みです。

なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求いたします。

【事由(該当する事由の□をチェックしてください。)】

- 仕事、学業、その他( )に従事  
 用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在  
 病気、負傷、出産、身体障がい等のため歩行が困難  
 交通至難の島等( )に居住・滞在  
 住所移転のため、他の市区町村に居住  
 天災又は悪天候により投票所に到着することが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和 年 月 日

請求先

選挙管理委員会委員長

フリガナ										
氏名										
生年月日	明治	・	大正	・	昭和	・	平成	年	月	日
送付先	〒	—								
連絡先電話番号	—					—				
現住所	(送付先と異なる場合は記載してください。)					—				
備考						—				

名簿番号( - - - - )